

特許保護適格性に関する米国最高裁判決

～抽象的アイデアを物のクレームに記載した場合の保護適格性～ 米国特許判例紹介(110)

2014年6月30日

執筆者 弁理士 河野 英仁

Alice Corporation Pty. Ltd.,
Petitioner,

v.

CLS Bank International et al.,
Respondent

1. 概要

米国特許法第 101 条は「新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物、又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる」と特許保護適格性について規定している。

特許保護適格性に関しては、これ以上の規定はなく、最高裁判例¹により、自然法則、物理的現象、及び、抽象的なアイデアの3つが、保護適格性を有さないということが判示されているに過ぎない。

本事件では、金融問題及びリスク管理に適用される方法に特許が付与されており、当該方法特許が抽象的なアイデアであるか否かが問題となった。また、当該方法特許とカテゴリが相違するもののコンピュータを利用するシステム及び記録媒体クレームも同様に抽象的なアイデアに該当するかの否かが問題となった。

最高裁は方法、システム及び記録媒体に係るクレーム発明の全てを抽象的なアイデアに過ぎないとした CAFC の判断を支持した。本稿では、最高裁判決の内容と、本判決後 USPTO により公表された審査官向けインストラクションの内容を解説する。

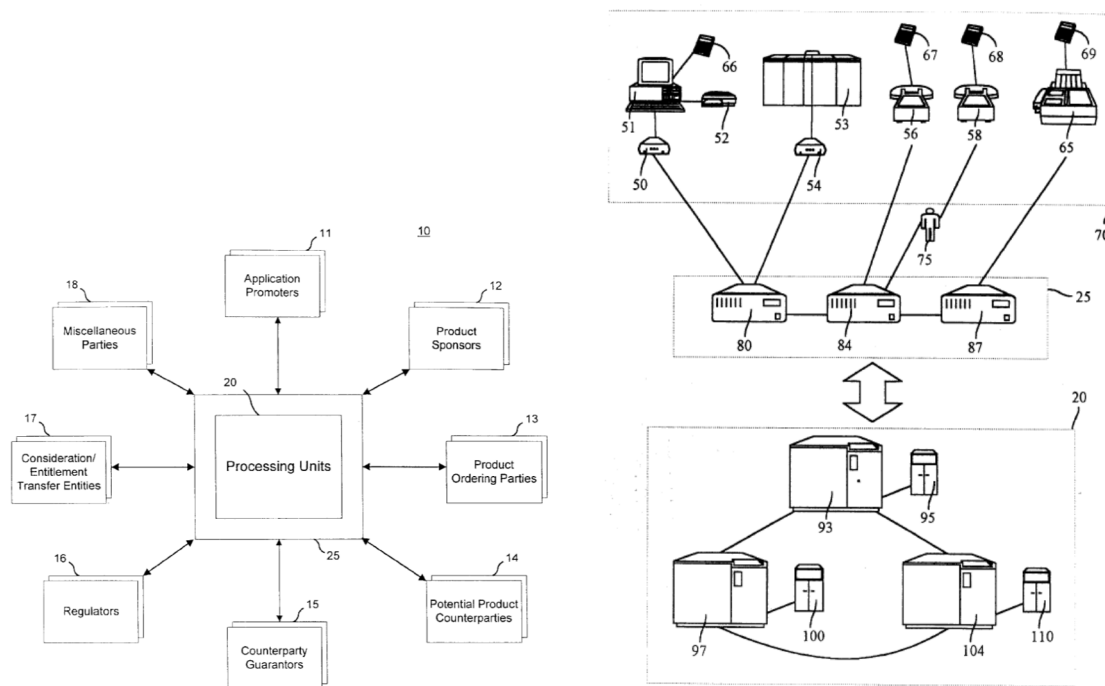
2. 背景

(1)特許の内容

¹ *Diamond v. Chakrabarty*, 447 U. S. 303, 308 (1980)

Alice Corporation(申立人)は金融リスクのフォームを管理するスキームを開示する複数の特許 5,970,479(以下、479 特許という)、6,912,510、7,149,720 及び 7,725,375 を所有している。

参考図 1 は 479 特許の図 1 及び図 2 である。



参考図 1

図 1

図 2

システム 10 に対する種々の投資家又は関係者は、中央処理ユニット 20 へのアクセス権を有する。処理ユニット 20 は、少なくとも 1 台のデータ処理装置により構成され、各データ処理装置は、種々の投資家の中の少なくとも一人にシステム 10 によりサポートされたアプリケーションソフトウェアに対するアクセス権を提供する。全ての処理ユニットは相互接続されており、少なくとも 1 台のデータ処理装置へのアクセス権は、一般的な形式の通信協調及びセキュリティ処理ユニット 25 により制御される。

図 1 には、多数のタイプの投資家と、各投資家タイプ内の多数の個人投資家とが示されている。基本的な投資家のタイプは、アプリケーションプロモータ 11、プロダクトスポンサー 12、プロダクト注文者 13、潜在的プロダクト相手者 14、相手者保証人 15、規制者 16、報酬/保障移転(「会計」)機関 17 及び種々の関係者 18 として表わされる。

争点となったクレームは、解決リスクを低減するスキームに関する。すなわち、金融交換に同意する一方の当事者だけがその義務を満たすというリスクである。特に、クレームは、第3の仲介者として、コンピュータシステムを用いることにより、当事者の金融義務交換を促進することに向けられている。

仲介者は、当事者の現実の交換機関(銀行)の口座における残高を反映するシャドークレジット及びデビットレコード(すなわち帳簿)を生成する。仲介者は、取引が入力された場合、リアルタイムでシャドールレコードをアップデートし、当事者のアップデートされたシャドールレコードが、これらの相互義務を満たすために十分なリソースを示している取引だけを許可する。

一日の終わりに、アップデートされたシャドールレコードに従って、仲介者は許可された取引を実行するために、関連金融機関を指示し、これにより、どちらかの当事者だけが承諾済みの同意した交換を実行するというリスクを低減するというものである。

争点となった 479 特許のクレーム 33 は以下のとおりである。
各当事者が交換機関におけるクレジットレコード及びデビットレコードと、予め定められた義務交換用のクレジットレコード及びデビットレコードを有する当事者間の義務交換方法において、

(a) 交換機関から、各利害関係当事者に対して、監督機関により独立して保有されるシャドークレジットレコード及びシャドールデビットレコードを生成し、

(b) 各交換機関から、各シャドークレジットレコード及びシャドールデビットレコードについての開始日残高を取得し、

(c) 交換債務債権をもたらす各取引に対し、監督機関が、各当事者のシャドークレジットレコードまたはシャドールデビットレコードを調整しており、各調整は時系列で実行され、常時シャドールデビットレコードの価値が、シャドークレジットレコードの価値よりも小さくならないような取引だけを許可し、

(d) 一日の終わりに、監督機関が、前記許可された取引に係る調整に従って、前記交換機関の一つに各当事者のクレジットまたはデビットをクレジットレコード及びデビットレコードに交換するよう指示し、クレジット及びデビットは取り消し不能であり、交換機関においては時間不変条件義務が課される

義務交換方法。

本事件では、システムクレーム及び記録媒体クレームも問題となった。参考として 479 特許のシステムクレーム 35、及び、7,725,375 特許のクレーム 39 を以下に示す。

35.カスタマイズされた複数当事者のリスク管理契約の構築を可能とするデータ処理システムにおいて、

オーダーする利害関係者が、少なくとも一つの予め決定された事件において、少なくとも一つのオファーされた契約を示す契約データを入力することのできる少なくとも一つの利害関係者入力手段と、

前記各事件は完成時に将来の結果を有し、前記契約データは、将来の結果の範囲内において各完成時における給付手数料を特定するものであり、

少なくとも一人の契約相手利害関係者が登録データを入力することができる少なくとも一つの契約相手利害関係者入力手段と、

前記利害関係者から独立して、一又は複数の前記予め定められた事件のために前記契約データを入力し、

前記契約データ及び登録データを記憶するために、各前記利害関係者入力手段及び各前記契約相手利害関係者入力手段に接続されたデータ記憶手段と、

前記データ処理手段に接続され、前記契約データ及び前記登録データから、契約を値付けし、マッチングするデータ処理手段とを備え、

前記値付けは、契約データに係る事件に関する前記登録データから生成されたカウンター対価を算出することを含み、

前記マッチングは、オファーされた契約を少なくとも一人の前記契約相手利害関係者にマッチさせるために前記カウンター対価を比較することを含む

データ処理システム。

39.第1当事者及び第2当事者間で義務交換を交換するために当事者に使用され、記録媒体に化体されたコンピュータでの読み取りが可能なプログラムコードを有し、コンピュータでの読み取りが可能な記録媒体を含むコンピュータプログラム製品において、

コンピュータに、前記第1当事者及び第2当事者との間で現金交換取引に起因する交換義務に関する前記第1当事者から、取引を送信させるプログラムコードと、

コンピュータに、管理機関により、前記交換義務の処理に関する情報の閲覧を許可させるプログラムコードとを含み、前記処理は以下の処理を含む

(1)第1交換機関により維持される第2口座とは独立して、第1当事者の第1口座についての情報、及び、第2交換機関により維持される第4口座とは独立している第2当事者の第3口座についての情報を維持し、

(2)前記第1当事者及び/または第2当事者が、前記第1口座及び/または第2口座それぞれにおいて適切な価値を有することを保証した後に、前記第1当事者及び第2当事者間の前記取引に起因する交換義務を達成するために、電子的に前記第1口座及び前記第3口座を調整し、

(3)前記第 2 口座及び/または前記第 4 口座を、前記第 1 口座及び/または第 3 口座の調整に対して調整すべく、前記第 1 交換機関及び/または前記第 2 交換機関に指示を生成し、前記指示は取り消し不能であり、前記第 1 交換機関及び/または前記第 2 交換機関にて時間不変条件義務が課される。

(2)訴訟の開始

CLS Bank(被申立人)は、通貨取引を促進するグローバルネットワークを運営している。被申立人は、申し立て人に訴訟を提起した。被申立人の主張によれば、特許のクレームは無効であり、権利行使不能であり、それ故侵害していないというものである。

申立人は、逆に特許権侵害を主張した。本訴訟中に *Bilski* 最高裁判決²が下され、地裁は、当該判決を参照し、479 特許のクレームは、抽象的なアイデアであり、米国特許法第 101 条に基づく保護適格性を有しないと判断した。

当該争点に関し、CAFC 大法廷は地裁の判決を支持した。申立人はこれを不服として最高裁判所に上訴した。

3. 最高裁での争点

争点 1： 479 特許の方法が抽象的アイデアか否か

仲介支払いに関する方法が米国特許法第 101 条の要件を満たさない抽象的なアイデアといえるか否かが争点となった。

争点 2： 方法が抽象的アイデアの場合に、システム及び記録媒体に係る発明も抽象的アイデアか否か

方法のクレームと実質的に同一のシステム及び記録媒体クレームもが抽象的なアイデアといえるか否かが問題となった。

4. 最高裁の判断

結論 1：クレームは、特許適格性のない抽象的アイデアであり、米国特許法第 101 条に基づく特許保護適格性を有さない。

最高裁は、米国特許法第 101 条の規定により登録を受けることができない例外として「自然法則、自然現象及び抽象的アイデア」を挙げた上で、本例外の適用に当たり、

² *Bilski v. Kappos*, 561 U. S. 593

特許による保護を受けることができない人間の知恵(human ingenuity)の基礎的要素(building blocks)をクレームする特許と、何らかへ基礎的要素を完全なものにする特許とを区別しなければならず、それにより、特許保護適格性を有するものへ変換することができると述べた³。

最高裁は、保護適格性に関し、Mayo(メイヨ)最高裁判決に基づき以下の 2 つのステップにより判断を行った。

第 1 のステップとして、当該枠組みを用いることにより、クレームが特許適格性のないコンセプトに向けられたものであるか否かを判断する。

そうであるならば、第 2 のステップとして、クレームの構成要素(単独及び組み合わせとして)が、クレームの本質(nature)を特許保護適格性のある応用(application)に変換しているか否かを分析する。

(1)第 1 ステップ

最高裁は、479 特許のクレームは、特許保護適格性のないコンセプトに向けられていると判断した。

最高裁は当該第 1 ステップに至る結論に当たり、過去の最高裁判例を分析した。

(i)Benson 事件⁴

Benson 事件において、最高裁は、2 進化 10 進数 (BCD) 形式にあるデータを、純粋なバイナリ形式へ変換するアルゴリズムに関する特許出願が、米国特許法第 101 条に規定する「方法」であるかどうかを検討した。

最高裁は最初に、「抽象的なアイデアにおける法則は、基本的な真理であり、発端であり、真意であり、これらは特許されるべきではない」と述べた。これらは、何人にも使用させる必要があるものであり、独占権を付与すべきではないからである。当該アルゴリズムについて権利を付与すれば、完全に数学的公式についての権利を先取り (pre-empt) させることとなる。

以上の理由により、出願に係る発明は単なる抽象的アイデアであり、米国特許法第 101 条に規定する「方法」でないと判断した。

³ *Mayo Collaborative Services v. Prometheus Laboratories, Inc.*, 566 U. S. ___, ___,

⁴ *Gottschalk v. Benson*, 409 U.S. 63

(ii)Flook 事件⁵

Flook 事件において、最高裁は、Benson 事件よりもさらに一步進んで分析を行った。出願人は、石油化学製品及び精油産業において、触媒変換プロセスの間、状態を監視する方法について特許化を試みた。

Flook 事件における発明の唯一の革新(innovation)は、数学的アルゴリズムにある。ただし、出願人は、数学的アルゴリズムを石油化学製品及び製油産業への適用に限定している点で、Benson 事件におけるアルゴリズムそのものとは相違する。すなわち、第 3 者は当該数学的アルゴリズムを他の分野において使用することができるのである。

しかしながら最高裁は、出願に係る発明は、数式を特定の分野に応用したものであるが、実質的に数学的アルゴリズムを先取りするものであり、特許出願全体として何ら特許性ある発明を含んでいないことから、米国特許法第 101 条に規定する「方法」に該当しないと判示した。このように、数学的アルゴリズムの使用を、ある特定の分野への使用に限定したとしても、迂回して特許化することはできないと判示した。

(iii)Diehr 事件⁶

Diehr 事件は Benson 事件及び Flook 事件にさらなる制限を加えたものである。Diehr 事件におけるクレームには、硬化合成ゴム製品を製造するための方法が記載されていた。この方法は、コンピュータにより、硬化の際の温度を取得し、硬化が完了する際の時間を算出するために、数学的アルゴリズム (Arrhenius 方程式) を使用するものである。

Diehr 事件においては、抽象的なアイデア、自然法則、または数学的方式は特許されないが、「自然法則または数学的方式の公知の構造またはプロセスに対する適用は、特許の保護を受けるに値する」と判示された。Diehr 事件において、発明者は数学的アルゴリズムにそのものに特許を求めているのではなく、逆に、数学的アルゴリズムを用いて、合成ゴムを硬化するプロセスに保護を求めている。以上の理由により、最高裁は出願に係る発明は、米国特許法第 101 条に規定する「方法」に該当すると判示した。

(iv)Bilski 事件⁷

Bilski 事件におけるクレーム 1 は如何にしてリスクをヘッジするかの一連のステップを記述している。クレーム 1 の内容は以下のとおりである。

⁵ *Parker v. Flook* 437 U.S. 584

⁶ *In re Diehr and Lutton* 203 USPQ 44 (CCPA 1979)

⁷ *Bilski v. Kappos*, 130 S. Ct. 3218 (2010)

1. 定価にて商品提供者により販売される商品の消費リスクコストを管理する方法であって以下のステップを含む

(a) 前記商品提供者と前記商品の消費者との間の一連の取引を開始するステップであり、前記消費者は、過去の平均に基づき定率で前記商品を購入し、前記定率は前記消費者のリスクポジション (risk position) に関連し、;

(b) 前記消費者に対し対抗リスクポジションを有する前記商品のために市場参加者を特定するステップ; and

(c) 前記市場参加者による一連の取引が前記消費者の一連の取引に係るリスクポジションの平衡を保たせるように、第2定率で前記商品提供者と前記市場参加者との間の一連の取引を開始するステップ.

クレーム 1 は、ヘッジングの基本的コンセプト、または、リスクに対する保護を記載している。ヘッジングは、経済社会システムにおいて古くから普及している基本的な経済プラクティスであり、経済学の入門授業においてさえ解説されている事項である。

クレーム 1 に記載したヘッジングの概念は、Benson 事件および Flook 事件におけるアルゴリズムと同じく、特許されない抽象的なアイデアである。最高裁は、Flook 事件は特定分野への限定を行っているが、申立人の発明はさらにそれ以下の根本的なヘッジングの抽象的なアイデアを権利化しようとしている。

最高裁は、申立人に当該リスクヘッジングに係る特許を認めれば、当該分野におけるこのアプローチの使用を先取りさせることとなり、ひいては抽象的なアイデアの独占を認めることとなると判示した。

最高裁は以上の 3 つの判例に照らし、申立人の出願に係る発明は単なる抽象的なアイデアであり、米国特許法第 101 条に規定する「方法」に該当しないと判断した。

最高裁は以上述べた 4 事件での判事事項に従い(特に Bilski 事件)、クレームは抽象的なアイデアに向けられていると述べた。

クレームの外観においては、仲介支払いを記載しており、支払いリスクを低減するために第三当事者を使用するものである。Bilski 事件におけるリスクヘッジと同様に、仲介支払いの概念は、基本的な経済プラクティスであり、商業システムにおいて長らく普及しているものであり、そして、第三当事者を利用した仲介(銀行同士の)手形交換所は、現在の経済の基礎的要素(building block)である。最高裁は以上の理由により、仲介

支払いがヘッジングと同様に、米国特許法第 101 条の範囲を超える抽象的なアイデアであると判断した。

(2) 第 2 ステップ

最高裁は続いて Mayo 最高裁判決に基づき、第 2 ステップの判断を行った。

最高裁判所は、方法クレームは、単に汎用コンピュータを実装しているに過ぎず、当該抽象的なアイデアから特許適格性ある発明への変換に失敗していると判断した。

(i) Mayo 事件で判示されたように、普遍性の高いレベルにて特定される慣習ステップを、単に既に「当該分野においてよく知られた」方法に追加することは、この変換を行うのに必要とされる「創意あふれるコンセプト‘inventive concept’」を提供するのに十分でないとされる。

クレーム内にコンピュータを使用するという文言が追加されているだけでは、十分ではないとされる。例えば、「適用される(apply it)」という文言は追加されているものの抽象的なアイデアを記載している場合、または、「特定の技術環境に適用される(to a particular technological environment)」抽象的なアイデアの使用に限定している場合、いずれも特許保護適格性を有さない。

「コンピュータに適用される(apply it with a computer)」という文言を追加している抽象的なアイデアを記載することは、単にこれら 2 つのステップ(慣習ステップ+よく知られた方法)を組み合わせただけであり、同じく不完全な結果を招くだけである。

また、汎用コンピュータを実装するとしても、一般的に、多少「追加の特徴(additional feature)」を行っているということにはならない。すなわち、当該方法が、抽象的なアイデアそのものを独占する記載を超える実用的な確信(practical assurance)を提供しているとはいえない。

(ii) 479 特許のクレームで表現されている方法は、汎用コンピュータにより、取引者に仲介支払いの抽象的なアイデアを実行させることを指示しているに過ぎない。

クレーム構成要件を分説すれば、各ステップコンピュータにより実行されるのは、シャドーアカウントを生成し維持すること、データを得ること、アカウント残金を調整すること、及び、自動化された指示を発行することであり、単に慣習として認められたものである。

順序づけられた組み合わせとして考慮しても、これらのコンピュータコンポーネントは、ステップが別々に考慮された場合、既に存在するものではない何かを、追加しているともいえない。

全体としてみた場合に、479 特許の方法クレームは単に、汎用コンピュータにより実行される仲介支払いのコンセプトを記述しているだけである。これらは、例えば、他の技術分野において、コンピュータの機能そのものの改良を目的とするものではなく、改善を達成するものでもない。

最高裁は、汎用コンピュータを用いた仲介支払いの抽象的アイデアを適用するための指示(命令)だけでは、ステップ 1 で認定した抽象的アイデアを、特許保護適格性を有する発明に変換するのに十分ではないとして、第 2 ステップにおいても特許保護適格性を有しないと判断した。

結論 2: システムクレーム及び記録媒体クレームは、何ら実質的なものを追加していないため、同様に米国特許法第 101 条に基づく特許保護適格性を有さない。

最高裁は、申立人のシステム及び記録媒体クレームは、抽象的なアイデアに、何ら実質的なものを追加していないため、方法クレームと同様に米国特許法第 101 条の規定に基づき、特許保護適格性がないと判断した。

申立人は、システムクレームには、特別にコンピュータ化された機能を実行するよう構成された「特別なハードウェア」が記載されていると主張した。

しかしながら、最高裁は、特別なハードウェアとして特定されているのは例えば「通信コントローラ」及び「データ記憶ユニット」を有する「データ処理システム」であり、純機能的であり純一般的なものであると判断した。そして、ほぼ全てのコンピュータは、当該方法クレームにより必要とされる基本的な計算、記憶及び通信機能を果たすことのできる「通信コントローラ」及び「データ記憶ユニット」を含んでいると述べた。

その結果、システムクレームに記載されたハードウェアはどれも、一般に当該方法を、特別な技術環境へ連結すること、すなわちコンピュータへ実装することを超えた意味のある限定を提供するものでない。

システムクレームは、実質的に方法クレームと相違せず、また記録媒体クレームと方

法クレームと相違するところはない。

以上の理由により、最高裁はシステムクレーム及び記録媒体クレームに係る発明も米国特許法第 101 条の規定に基づく保護適格性を有しないと判断した。

5. 結論

最高裁は保護適格性がないとした大法廷判決を支持する判決をなした。

6. コメント

方法のクレームは仲介支払いに関するアイデアそのものであり単なる抽象的アイデアにすぎないとした最高裁の判断は非常に理解しやすい。しかしながら、本事件におけるシステムクレームでは、ある程度、取引に関する情報の入力手段、入力された情報を記憶する記憶手段、及び、両当事者の入力された取引情報からカウンター対価を算出し、これらと比較する算出手段が記載されており、ソフトウェア関連特許の明細書作成実務家からすれば、ぎりぎりセーフなレベルであると考えられるのではないだろうか。

また、最高裁は、仲介支払いの概念は、基本的な経済プラクティスであり、商業システムにおいて長らく普及していると判断した。逆に 479 特許の出願時である 1993 年に当該仕組みが普及しておらず、全く新しい取引の仕組みであったとすれば、本事件がどのような結末になったのか興味のあるところである。

(1)USPTO のインストラクション

本最高裁判決を受けて USPTO は 2014 年 6 月 25 日急遽米国特許法第 101 条の適用に関する審査官向けインストラクションを通知した。実務上大きな影響を与えることから以下に解説を行う。インストラクションの骨子は以下のとおりである。

審査においては以下の 2 ステップにより米国特許法第 101 条の判断を行う。

(i)第 1 パート：クレームされたものが抽象的アイデアに向けられているか否かの決定

Alice 最高裁事件で強調されたように、抽象的アイデアは、科学及び技術研究の基本的ツールの独占が、それを推し進めるよりも革新を阻害することへの懸念から保護適格性から排除される。あらゆる発明は抽象的アイデア及びその他の例外(自然法則、自然現象及び抽象的アイデア)を具体化し、使用し、反映し、基礎とし、適用させているため、裁判所は当該例外を解釈するに当たり注意深く分析している。

実際に、人間の知恵(human ingenuity)の基礎的要素(building blocks)を、意味のあるやり方で抽象的アイデアを適用することにより超える何かに統合した発明が保護適格性を有するのである。

Alice 最高裁判決において言及された抽象的アイデアの例は以下を含む：

経済的プラクティスの基礎

人間の活動を企画する一定の方法

アイデアそのもの

数学的關係/公式

これらのように抽象的アイデアを含むクレームは、抽象的アイデアが適格性ある方法で適用されているかを決定するために下記パート 2 に基づき審査する。

(ii)第 2 パート：抽象的アイデアがクレームに存在する場合、クレームにおける構成要件または構成要件の組み合わせが、抽象的アイデアそのものを遙かに超えるもの(significantly more)である、ということを十分に確保しているか否かを決定すること。

換言すれば、クレームに、抽象的アイデアの特許保護適格性のある適用を示す他の限定が存在するか否かである。例えば、抽象的アイデアを適用するための単なる指示を超えるものがあるか否かである。全てのクレーム構成要件（構成要件の組み合わせ及びそれぞれ）を考慮することにより、クレームを全体として考慮すること。

抽象的アイデアがクレームに記載されている場合において、「遙かに超えるもの significantly more」としての条件を十分に満たすものとして Alice 最高裁判決において言及された限定は、これらに限定するものではないが以下が挙げられる。

他の技術または技術分野への改善

コンピュータそのものの機能に対する改善

抽象的なアイデアの使用を特別な技術環境に一般的に結びつける意味のある限定

抽象的アイデアがクレームに記載されている場合において、「遙かに超えるもの significantly more」としての条件を十分に満たさないものとして Alice 最高裁判決において言及された限定は、これらに限定するものではないが以下が挙げられる。

適用する(apply it)またはそれと等価な用語を抽象的アイデアに追加したもの、または、コンピュータにおいて抽象的アイデアを実行するために、単なる指示を追加したものの

当該産業において既に知られており、十分に理解され、ルーチンであり、かつ、慣習のアクティビティである汎用コンピュータの機能を発揮するための汎用コンピュータを超えるものを要求していない場合

クレームが、例外(抽象的アイデア等)そのものを遙かに超えるように、当該例外を特許適格性ある適用に変換している意味のある限定がクレームにおいて存在しない場合、当該クレームは米国特許法第 101 条により保護適格性なしとして拒絶される。

2 パート分析を実行した後に、101 条の拒絶を行うか否かにかかわらず、他の特許要件(112 条、102 条及び 103 条)の審査を進める。

(2)実務上の対策

特別なハードウェアを用いるアイデア及びハードウェアの性能向上をもたらすアイデアは特段問題なく、むしろ注意すべきは、パソコン及びスマートフォン等の汎用コンピュータ上で動作するアプリケーションである。とりわけ金融関連の特許は注意すべきである。

「コンピュータを用いて」、「の算出に用いられる」、「の結果をコンピュータで出力する」等の用語だけを形式的に限定しても不十分であり、抽象的アイデアを遙かに超える限定が必要となる。しかしながら、当該遙かに超えるレベルが具体的に明示されているわけではなく、ケースバイケースで判断されることとなる。

方法クレームはハードウェアから遊離しており、判断ステップ 1 により抽象的アイデアと判断されるリスクが高い。金融関係のビジネスモデル特許であれば思い切って方法クレームは記載しないのも一つの手である。

システム、装置及び記録媒体クレームに関しては、チャレンジする広めのクレームと、日本の CS 審査基準⁸で要求されているようにハードウェアとソフトウェアとの協調動作をより明確化した狭いクレームとの 2 本立てで権利化を試みるのが良いと考える。いずれにせよ、ビジネス関連発明の特許保護適格性のハードルが上がったことから、明細書作成時において何らかの対策が必要となる。

⁸特許実用新案審査基準第 VII 部第 1 章「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されていること」詳細は第 3 部第 2 節「コンピュータ・ソフトウェア関連発明に関する審査基準」の欄を参照されたい。

判決 2014年6月19日

以上

【関連事項】

判決の全文は最高裁判所のホームページから閲覧することができる[PDF ファイル]。

http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/13-298_7lh8.pdf